

年鑑・統計・地方志など

尾形 洋一

1995年から10年にわたる「日中平和友好交流計画」の事業実施中、歴史認識にかかわる日中関係史の基本資料とならんで、重視したものは、ありのままの中国を知るために必要な根本資料であった。ここから、産業構造の変化と地域社会の変容をうつしだす、各レヴェルの年鑑・統計・地方志、および各種中長期計画の策定関連資料などを、つとめて収集することになった。「日中平和友好交流計画」の一環、ということもあって、じつに多様な資料があつまり、総数は14,000冊に達した。まことに稀有なことであった。

事業を終了するに際し、この14,000冊について仮の分類をこころみ、『中華人民共和国各種史・志・鑑・中長期計画策定関連資料分類目録』を2005年3月、(財)日中友好会館から出版した。これを「史・志・鑑」とよんでおく。その後、「史・志・鑑」もふくめ、事業実施中にあつめた約4万点の資料は、一括して、日文研に移管された。

この14,000冊について、どう仮分類したのか、かつて『論壇 人間文化』2号(2008年)で、つぎのように紹介したことがある。

分類は、①中国で「普查」とよばれる各種センサス(「人口」・「工業」・「第三次産業」・「基本単位」・「農業」の5種類。2004年に、「工業」・「第三次産業」・「基本単位」が統合され、「人口」・「経済」・「農業」の3種類に集約)、②鉄道関連資料、をのぞき、すべて、行政区画にもとづいた6桁の数字からなる地域区分と、中国現行の産業分類をくみあわせ実施した。この産業分類は、基本的に1999年出版の『中国図書館分類法・第四版』とおなじである。中国の図書分類法は、日本の『国立国会図書館分類法』とは、基本思想をことにする。「史・志・鑑」は、現在の中国を対象とすることもあり、前者を利用した。

問題は『中国図書館分類法・第四版』の出版後、2002年に「国民経済行業分類」が公布されたことである。この新基準は『第四版』には反映されていない。「史・志・鑑」には、言うまでもなく、この新基準が適用されなければならなかつた。

「史・志・鑑」では、産業分類は『中国図書館分類法・第四版』に依拠したが、地域区分については、その「中国地区表」をもちいていない。これには理由がある。現在、中国における地方行政は、四級制をとっている。たとえば、2006年、河南省は、2,299の四(郷)級行政区画単位(日本の自治体にあたる)が、159の三(県)級行政区画単位に、159の三級単位は、17の二(地)級行政区画単位に、そして17の地区は、一級行政区画単位である、ひとつの河南省政府に管轄される構造になっている。『中国図書館分類法』の「中国地区表」に依拠しては、こうした地域構造を把握することができない。とくに別表でももうけて、処理するしかない。これは、三級以下の行政区を対象とした書籍が大量に出版されることを想定していない時代の区分法、といえるだろう。

ちなみに、日本の『国立国会図書館分類法』における中国の地域区分は、一級行政区を最末端の集約単位としている。

「史・志・鑑」の地域区分は、基本的に、民生部が毎年改訂をおこなっている『中華人民共和国行政区画簡冊』の区分法によった。この『簡冊』の本文にあたる「一覧表」には、各二級行政区がどの三級行政区を管轄しているのか、その上下関係が明確

にしめされている。また、冒頭の「行政区画統計表」には、1990年代から、ようやく郷レヴェルの四級行政区の数だけは記載されるようになった。民生部は1980年代なかば、各三級行政区にはどの四級行政区がふくまれているかを明示した『全国郷鎮地名録』を、大きい紙型で公刊したことがある。しかし『簡冊』のように定期的に改訂されることもなく、かつ、四級行政区の名前をたんに羅列しただけのものにすぎなかった。

地区級と表現される二級行政区は、人民共和国以後、一級行政区単位の派出機関が管轄していた。この二級行政区に、それまで三級行政区画単位でしかなかった「市」を格上げしたうえ、おなじ二級行政区内のほかの「県」などの三級単位との間に、明確かつ濃密な上下関係を構築する行政モデルは、1983年より導入される。その基本は、改革開放政策により、先にゆたかになった都市が農村を支援する、制度上の枠組みをもうけ、両者の格差を行政手段により縮小していく、という点にあった。当時、各級の単位(中央政府もふくめ)は、いずれも、このモデルをうけいれ、以後25年にわたり、地方行政の基調となる。中国では、このモデルを「市領導県制」とよぶ。なお、直轄市と1988年に成立した海南省だけは例外である。とくに後者は、一級単位の「省」が直接三級単位を管轄するモデルと位置づけられている。選択の幅をひろげておいたことになる。

『中華人民共和国行政区画簡冊』には、この「市領導県制」の基本がみごとなまでに反映されており、中国の地域構造を見る時、有用このうえない。しかし不十分な点もある。

『簡冊』は、一級行政区には、北京の1から、台湾の34まで、番号がふられているが、二級と三級にはそれがない。行政区画にかかる変更がいちじるしいことを物語っている。それと同時に、「市領導県制」の弊害が指摘されるようになったことにも留意しなければならない。とくに「三農問題」に関連し、都市と農村の格差を行政の枠組の内で解決するのは不可能、とする深刻な議論もあらわれ地方行政の今後は、なお予断をゆるさないものがある。こうした状況のもとでは、固定した地区番号をつけて意味がない、と判断したのか。

そこで「史・志・鑑」では便宜的に、2005年版の『簡冊』の配列にしたがい、二級と三級の行政単位にもそれぞれ、01からはじまる2桁の数字をつけた。

たとえば、遼寧省鉄嶺市に属する西豊県と昌団県には、一級：遼寧06(北京、天津、河北、山西、内蒙古のつぎ)、二級：鉄嶺04(瀋陽、朝陽、阜新のつぎ)、鉄嶺市域の序列で西豊は6番目、昌団は7番目のため06と07とし、あわせて、060406、060407という6桁の数字をあてた。

くりかえすが、これはあくまで暫定的なものであった。2005年時点の区分の基準を、過去にさかのぼって適用することで、なんらかの齟齬が生じないものか、検証する必要がある。

また、実施年度が重要な意味をもつ各種センサスには、2005年時点の基準を適用していない。それぞれの実施年における『簡冊』の配列にしたがい、やはり6桁の数字をふった。地域区分番号は電算機処理により地域構造を明示するための一つの手段にすぎず、各級(とくに下級)行政区の番号が、たとえ経年に変化してもやむをえない、とわりきったのである。

このように、「史・志・鑑」における地域区分には、ふたつの方法を混在させるしかなかった。この点も、仮とせざるをえない理由である。

普查について、ややくわしくみてみると、「史・志・鑑」には、5種類の普查の各

レヴェルにおける歴次にわたる集約結果が約2,000冊含まれている。概略はつぎのとおり。

| | | | |
|----------|-----|-------|------|
| ①「人口」 | 第1次 | 1953年 | 3冊 |
| | 第2次 | 1964年 | 2冊 |
| | 第3次 | 1982年 | 420冊 |
| | 第4次 | 1990年 | 302冊 |
| | 第5次 | 2000年 | 901冊 |
| ②「工業」 | 第1次 | 1950年 | — |
| | 第2次 | 1985年 | 112冊 |
| | 第3次 | 1995年 | 100冊 |
| ③「第三次産業」 | 第1次 | 1993年 | 71冊 |
| ④「基本単位」 | 第1次 | 1996年 | 6冊 |
| | 第2次 | 2001年 | 43冊 |
| ⑤「農業」 | 第1次 | 1996年 | 32冊 |

建国直後の「第1次工業普查」・「第1次人口普查」、文革直前の「第2次人口普查」、改革開放政策開始直後の「第3次人口普查」以外、すべて1983年の「市領導県制」の導入以降に実施され、「市領導県制」の基本理念にそって集約されている。地域構造とその変容を反映するまたとない素材を提供してくれる「普查」は、じつは「市領導県制」を末端にゆきわたらせるためのプロジェクトでもあった。

すでに述べたように、「工業」・「第三次産業」・「基本単位」の三者は2002年「国民経済行業分類」が公布されたのち、04年に統合され「経済普查」となった。後二者は各行政区画単位ごとに集約されたが、前者だけは、中央の各部が集約する例も存在した。鉄道や発電などが、それにあたる。統合後も、これはかわらないようである。したがって「工業普查」のみ、02年の産業分類基準と地域区分をくみあわせ、データを蓄積した。

「人口普查」の第1次、第2次の記録は原本ではない。第3次の実施に際して、参考資料として、復刻されたものである。なお「普查」ではないが、人口に関する経常調査として、1987年の1%抽出結果が19冊、1993年の1%抽出結果が13冊ほど、ふくまれている。

現時点で、三級までの行政区画を合計すると3,000をこす。かりに集約の報告書を1単位1冊と過少に見積もっても、「第5次人口普查」さえ、その捕捉率は3割程度にすぎない。

「人口普查」は、第3次の実施が「市領導県制」導入直前の1982年である。つぎの第4次は1990年。もし、同じ行政区画単位の集約記録が対照できれば、この間に生じた地域社会の変化がどのようなものだったのか、うかがうことができるだろう。将来の展望として、そうしたことが可能となる程度まで「人口普查」の記録を充実させなければならない。

なお「史・志・鑑」において「普查」は、中央政府集約分から新疆の三級行政区画単位まで、6桁の数字が連続してならんでいるが、これは『中華人民共和国行政区画簡冊』のように、二級行政区画単位名を明示したうえ、その下に三級単位を配列する形式にしなければならない。

以上のように書いてから3年がたった。すでに14,000冊は、フルタイトルが簡体字と日本字により入力され、Nacsisにアップされた。オンラインによるアクセスが可能となり、利用する条件が、ようやくととのつた。資料の運命として、幸福な途をたどったといえよう。ただNacsisは、主題の明示を必須としているため、たとえば歴次の各種普查がどう実施され、その成果がどの程度利用できるのか、検索できない危険性がある。これは致命的で、この部分だけは、独立してデータベースを構築したほうがいいよにおもう。

なお、参考のために、中国における地方志研究の文字どおりの中心である中国社会科学院の地方志中心について、その概要を紹介しておく。

2002年、北京の建国門内にある中国社会科学院の本館東隣に総合図書館が完成する。地方志中心は、その7階の全フロアをしめ、スタッフも20人以上を擁している。所蔵資料の構成は、人民共和国成立後に出版された「新志」、その「草稿」、そして、1949年以前に出た「旧志」の三層構造になっている。冊子の形をなしていないものもおおく、厳密な比較はできないが、スペースとしては、「新志」7：「草稿」2：「旧志」1といったところである。収集した「新志」は4万冊にのぼり、03年に目録が公刊されている。開架式で、「草稿」部分をのぞき、研究者は自由に閲覧できる。

地方志中心の地域区分は、国家図書館の分類法ではなく、『中華人民共和国行政区画簡冊』を基礎としている。省以下の「地区」・「県」のものは、おなじ一級行政区のもとに一括されている。その排列は、やはり『簡冊』によっている。最近、多数出版されるようになった県級以下の四級行政区の地方志の区分は、四級行政区を掲載していない『行政区画簡冊』ではなく、国家郵政局の「郵政編碼」を利用している。これは、6桁の数字により、郷・鎮まで網羅したものである。ただし、郷・鎮レヴェルの地方志の数は、まだ数がかぎられている。配架する場所の問題と、収集の力点が一級行政区のものにおかれているためである。「草稿」も一級行政区のものが圧倒的におおい。

地方志中心のユニークなところは、各レヴェルの一般「地方志」のあとに、「專業志」をおいている点であろう。「專業志」とは、その名のとおり産業別に編纂されたもので、区分は『中国図書館分類表』にそっている。つまり、地方志中心の「新志」の分類は、地域別と産業別の二重になっているのである。ただし、区分番号が資料上に明示されているわけではない。これにはふたつの理由が考えられる。

- ①開架式で閲覧が可能なため、配架の方針が一目瞭然であること。利用者からの質問は、地方志中心のスタッフで対応できる、とわりきっているのだろう。
- ②地域、産業いずれも、区分の枠組の変動は、大規模なものであれ、微調整であれ、不可避であると判断しているため。こうした状況のもとで、とくに地域について詳細な区分をほどこしても、変動をうけるとどうなるかは、日本の『全国都道府県・市町村コード』をみれば、想像はつく。地方志中心も、この点については、ふみこんでいない。

地方志中心の所蔵資料をながめると、中国社会科学院が、地方志をどう位置づけようとしているのか、その一端を垣間見ることができる。地方志中心には、中央の各部

が、それぞれ管轄する分野の部門志を一級行政区ごとに編集・刊行した、『煤炭工業志』・『電力工業志』・『交通志』などは配架されていない。同様に、各種の普查も除外されている。

地方志中心は、ある地方について書かれたものを漫然と収集しているわけではない。地方志中心にとっての地方志とは、中華人民共和国国務院の指示にもとづき、一定期間内の各行政区のあゆみを、各行政府がみずから総括したものをさす。各普查同様、10年ないし20年のサイクルで集約される性質のものなのである。さらに、地方志中心は各種普查や各部のまとめる専業志などは、生データとみなしているところがある。ゆえに同列にはおかないのである。

地方志が統治行為の正当性を強調するためのものであるとすると、なぜ厖大な量の一級行政区地方志の草稿を保管しなければならないのか、得心がいくというものである。